

仕様書

1 委託業務名

令和8年度理系人材育成事業(キミノミチ発見ラボ)企画運営等業務

2 事業目的

我が国の未来社会の姿として提唱されている Society5.0 では、生成 AI やロボットなどの新たな『テクノロジー』とビッグデータ活用に代表される『データサイエンス』が、社会変革に影響を与える大きな要素となっている。

子どもの頃から、テクノロジーやものづくりなどに触れ、理系的発想を育む機会を創出することなどにより、子どもたちの科学技術へ興味・関心を高め、進路や職業選択のきっかけとし、佐賀県の将来における理系人材育成の機運を醸成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日(金曜日)までとする。

4 委託業務内容

(1) 科学技術のすばらしさを知ってもらう出前講座の企画及び実施

最先端の分野で活躍する科学者や技術者等が学校を訪問し講演を行う出前講座を企画し、実施する。講師が携わる具体的な事例をもとに、科学技術が社会に与える影響(社会を下支えし、また、新たな未来を拓くこと等)を伝え、その重要さや理系職の魅力を訴求する。このことにより、対象者が自身の進路や職業選択を考える際、理系職が選択肢の一つとなることや、理系職を選択しない者にとっても、理系分野の知識や理系的発想が未来の選択肢を広げることへの理解へつなげる。

(ア) 対象者

中学生

※想定:合計 1,970 人程度

(イ) 実施場所

県内中学校・義務教育学校(後期課程)

※公立及び私立

(ウ) 実施回数(1~2時限/回)

11 回以上

※具体的な実施回数は、想定対象者を基準として県及び学校と調整して決定する

※1日に複数回実施することも可

※学校の希望により複数学年の同時開催の場合あり

(エ) 実施方法

基本対面開催であるが、その他(オンライン、オンデマンド配信など)方法も可。

生徒たちへ効果的に情報を届ける方法を提案すること。

- (オ) 実施期間
令和9年3月 12日(金曜日)までの平日 ※県及び学校と調整して決定する
- (カ) 講師等について
下記(3)に記載
- (キ) 実施内容
実施内容は、県と協議の上決定する
※身近なものや最新の研究開発など生徒の関心をひき、理系職への期待を高めるような講師やテーマを提案すること。
※講演イメージ：冒頭の興味喚起、講師のキャリア、専門分野の講演、進路及び職業選択に関するアドバイス 等。
※講演テーマについては、複数のテーマの企画を提案すること。
- (ク) その他
本事業は中学校を訪問し講演を行うものであるが、事業が一過性で終わらないための取組を企画し、企画提案書に記載して提案すること。なお、事業費は委託上限額の範囲内で実施すること。

(2) 科学技術を感じるワークショップの企画及び実施

科学技術に関する本格的なワークショップの体験を通して、参加児童に科学技術のすごさ、おもしろさを感じさせ、興味、関心、理解を高めるワークショップを企画し、実施する。

- (ア) 対象者
小学生(高学年) ※想定:合計 640 人程度(25 クラス分相当)
- (イ) 実施場所
県内公立小学校
- (ウ) 実施回数
25 回程度 ※学校の希望により各1~2コマ
※1コマ 45 分、2コマの場合は別に休憩あり
※1 日に複数回実施することも可
※県及び学校と調整して決定する
- (エ) 実施方法
対面開催
- (オ) 実施時期
令和9年3月 12 日(金曜日)までの平日 ※県及び学校と調整して決定する
- (カ) 講師等について
下記(3)に記載
- (キ) 実施内容
実施内容は、県と協議の上決定する
※例えば、科学的方法(観察→仮説→実験→考察)を体感できるような内容。
※ワークショップのテーマについては、複数のテーマの企画を提案すること。

(ク) その他

本事業は小学校を訪問しワークショップを行うものであるが、事業が一過性で終わらないための取組を企画し、企画提案書に記載して提案すること。なお、事業費は委託上限額の範囲内で実施すること。

(3) 講師等の派遣、取組内容の調整及び教材の調達等

(ア) 上記(1)、(2)の取組において、講師等と取組内容を調整し実施すること。講師等について表1に示す人数で構成すること。

- ・出前講座を円滑に実施するために、適宜進行役を立てること。(講演の目的や講師の紹介、生徒からの質問を促す等。)
- ・理系へ進学、就職する女性比率が低い社会情勢を鑑み、女子生徒のキャリアイメージ形成の促進や、進路決定を妨げる心理的障壁の除去等につながるような取組を行うこと。
- ・各回で佐賀県に何らかのゆかりがある人物または、佐賀県の素晴らしさを伝えることができる人物を1名以上登用すること。

表1【各取組に係る講師等と人数(1回あたり)】

	講師	補助者
(1)出前講座	1名 ^{※1}	—
(2)ワークショップ	1名 ^{※2}	必要数 ^{※2}

※1:科学の専門知識を、専門家ではない一般の方にも分かりやすく伝えることができる方とすること。

※2:ワークショップに適した講師。

円滑な運営をするため、必要に応じ補助者を付けること。(1学級の児童最大40人と想定)

※:すべての回が同じ人物である必要はない。

(イ) 取組内容の調整

- ・講師と取組の内容を調整し、事前に県と協議のうえ実施すること。

(ウ) 教材の調達

- ・取組内容に応じた、教材を準備すること。

(エ) 留意事項

- ・基本的に学校に備えてある機材(マイクやスピーカー、プロジェクター、黒板等)は使用できるものとし、それ以外で実施上必要なものは、受託者において準備し、設置及び撤去すること。ただし、学校の機材との適合性について、事前に確認すること。
- ・学校から借用したものは、原状復帰で返却すること。

(4) 学校との調整

実施が決定した小学校及び中学校と実施に向けて以下の点について調整を行うこと。

- ・実施日程
- ・実施内容及び方法の事前確認 等

※実施に係る学校への希望調査は、県が行うものとする。

(5) アンケート、記録撮影 等

(ア) アンケートの作成及び集計

- ・参加者及び実施学校に対してアンケートを実施し、集計・分析した結果を報告すること。アンケートの内容は、県と協議の上決定すること。

(イ) 記録撮影(写真)

- ・実施記録として、写真を記録すること。

※講師、児童、生徒を撮影する場合、事前に許可をとること。

(6) 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう、工程表を作成し、進行管理を行うこと。

(7) 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。

(8) 本業務委託の完了報告

委託事業終了後、事業実施報告書を速やかに提出すること。本業務を実施する際に生じた領収書等の証拠書類について適切に管理・保管をすること。

(9) 独自事業の提案

上記に定める業務内容に加え事業効果の向上につながる独自の取組案がある場合は、提案することができる。なお、独自事業は委託上限額の範囲内で実施すること。

5 納品物

(1) 行程表

[部数:1部 媒体:データ]

(2) 業務完了報告書

[部数:1部 媒体:データ]

(3) 本業務において作成した資料等

[部数:1部 媒体:データ]

(4) 本業務において作成したアンケート集計データ及びローデータ

[部数:1部 媒体:データ(エクセル)]

(5) 記録写真データ

[部数:1部 媒体:データ(USBフラッシュメモリ等)]

(6) その他、佐賀県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

6 本業務委託の委託料の支払方法

完了払とする。ただし、受託額の3割を上限に前金払いを県に請求できる。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、発注者と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る発注者からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (2) 受託者は、本業務を履行するうえで知りえた情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ア) 県内学校へ教材提供
 - イ) 講演会、イベント等での紹介・上映などの広報活動
- (5) 県が撮影した動画等の使用範囲、使用期間については協議のうえ定めるものとする。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 仕様書について疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。